

岐阜県公報

第 二 千 五 十 八 号
平成二十一年六月二十三日
(火曜日)

目 次

告 示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 四二九^{ページ}
- 美濃加茂都市計画下水道事業の変更認可 (下 水 道 課) 四三〇
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 四三〇
- 土地改良事業の工事の完了 (農 地 計 画 課) 四三〇

告 示

岐阜県告示第四百三三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年六月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更前後別	
県道		芋島線 沼線		各務原市上中屋町四丁目一八五番地先から同市松本町二丁目一三三番地先まで		敷地の幅員（メートル） 延長（メートル）	
後		前		五・〇 八・〇		八・五 二八・〇	
三六五・〇		三六五・〇		ル（メートル）		ル（メートル）	
						備考	

岐阜県告示第四百四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年六月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路

維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更前後		敷地の幅員		延長		備考
御恵那線		瑞浪市釜戸町字川戸二五三番二地先から同市同町字同三九番四地先まで		後		前		ル(メートル)		ル(メートル)		
				四〇・〇〇 一三八・〇		三〇・〇〇 一八六・〇						

岐阜県告示第四百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
美濃加茂市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
美濃加茂都市計画下水道事業 美濃加茂市公共下水道
- 三 事業施行期間
平成九年十二月五日から
同 二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

公 示

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年六月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県レクリエーション協会
- 三 代表者の氏名 野村 敏彦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良校前町五丁目一四番一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、県民の余暇生活を開発、充実させるため、レクリエーションの総合的な普及振興を図るとともに、レクリエーションに関する活動を行う他の団体に対する支援を行い、もって県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に資することを目的とする。

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営農林漁業用揮発油 税財源身替農道整備事業	高山南部地区	平成二一・五・一五

平成二十一年六月二十三日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社